

山元町監査告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体の監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年9月29日

山元町監査委員 淀川 昭
山元町監査委員 阿部 均

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告する。

なお、本監査は山元町監査基準に準拠して実施した。

記

- 1 日 時 令和3年9月22日（水）午前10時00分～
- 2 場 所 一般社団法人山元町シルバー人材センター 会議室
- 3 対 象 一般社団法人山元町シルバー人材センター運営事業費補助金
- 4 着眼点
 - ・事業計画書等に基づいた執行がなされているか。
 - ・補助金は効率的に運用されているか。
 - ・会計帳票類が適正に処理されているか。
- 5 概 要

監査対象団体から事前に提出を求めた資料に基づき、財政援助団体の代表者等から補助金等に係る出納、その他の事務の執行状況等について説明を求め質疑等により監査を実施した。
- 6 結 果

補助金の交付目的及び事業内容は適正に執行されている。
また、事務処理についても適正に処理されていると認められた。